

万が一の備えに経営共済

向上計画総研が中企共を設立

弁護士費用等を確保、節税効果も

いわゆる。倒産に追い込まれても、弁護士費用や裁判所への予納金を用意できなければ自己破産などを裁判所に申請できず、最悪の場合には夜逃げしてしまうケースも。

経営共済は、加入事業者の倒産等が発生または確実となった場合に共済金を支払う制度。共済金は、代理人弁護士が指定する口座に支払われるため、確実に倒産費用に充てられる。

法人の経理上、経営共済の掛け金は損金として処理できる。積立や満期・解約金がないため、資産計上の必要がないのがメリット。事業者の経営状況が良好な時期は損金として処理することで節税効果があり、万が一の場合は共済金が支給される仕組みになっている。

加入期間が2年未満または共済掛け金の支払い額が24回未満の場合、共済金は支給されず、共済金を請求できるのは代理人弁護士のみに。

共済掛け金は月額3000円。共済金の支払い額は、掛け金の2倍。例えば、共済期間10年で72万円、同20年では144万円となる。

経営共済への加入は、同社が発行するフリーペーパーの企業会員となる条件。企業会員は経営共済のほか、フリーペーパーのWebサイトとリンクした企業情報ページによる情報発信や、中小企業診断士による経営相談が可能。経営共済は、万が一に備えた後ろ向き支援。情報発信や経営相談など前向きな支援とセットで提案していきたい(同社)意向。

会員料金は月額1万円(税別、共済分を含む)。問い合わせ先は中企共。電話011(737)1877。

工務店・ビルダーの経営コンサルディングを手掛ける向上計画総合研究所(札幌市、友村太郎社長)は1月7日、一般社団法人中小企業経営共済(中企共)を設立し、万一の倒産に備えた共済制度「経営共済」をスタートした。

代表理事に友村社長、理事には弁護士の田村智幸氏と税理士・行政書士の前島治基氏が就任した。

起業後の10年間まで存続できる企業は4社に1社と